

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部学校総務課 No.003

処 分 名	春日部市民文化会館の使用許可の取消し
処 分 の 概 要	春日部市民文化会館の使用許可について、規則違反や不正な手段により許可を受けたとき等に、使用条件の変更、使用の停止又は使用許可の取り消しを行います。
根拠条例等・条項	春日部市民文化会館条例（平成 17 年条例第 193 号）第 8 条 春日部市民文化会館条例施行規則（平成 17 年規則第 11 号）第 13 条
処 分 基 準	◎教育委員会は、使用者が次の（１）から（３）のいずれかに該当するときは、その許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができます。 （１） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２） 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 （３） 職員の指示に従わないとき。 （４） <u>その他管理上特に必要があるとき。</u> ・入館者数が施設の収容能力を超過して使用していた等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させたり、衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市民文化会館条例

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上特に必要があるとき。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

■春日部市民文化会館条例施行規則

第13条 教育委員会は、使用者心得を別表第2のとおり定める。  
別表第2（第13条関係）

（使用者心得）

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 各施設の収容定員を超えて入場させないこと。
- (3) 会館内外で寄附、金品の募集、物品の販売又は陳列をするときは、事前に許可を受けること。
- (4) 許可なくポスター、チラシ等を配布し、又は壁や柱等にはらないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食や喫煙をしないこと。
- (6) 許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (7) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしたり、使用許可を受けない設備等を使用しないこと。
- (9) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯したり、動物類を持ち込まないこと。
- (10) 使用が許可され、必要がある場合は、消防署、警察署又は税務署等へ届出を行うこと。